

1 . 指定管理者制度について

(1) 概要

「公の施設」の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号、平成15年6月公布・9月施行）により、従来の地方公共団体の公共団体等に限定して管理を委託することができるという制度から、公共団体以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる制度に転換されました。

この制度により公の施設の管理は、指定管理者制度による管理か、あるいは市の直接による管理（業務の一部委託を含む）を行っていくか、いずれかを選択することになりました。

目 的

指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることがその目的とされています。

期待される効果

利用者サービスの向上
管理運営コストの削減
民間の経営能力の活用
民間への市場開放 など

制度の特徴

公の施設の管理について、従来、委託先が公共団体、公共的団体又は地方公共団体の外郭団体に限られていたものが、法人その他の団体（株式会社やNPO団体など）に幅広く委ねることができるようになりました。

これまでの「管理委託制度」では、管理受託者は、委託契約に基づき具体的な管理の事務や業務を執行することができましたが、管理の権限と責任は引き続き設置者である地方公共団体が有するものであり、施設の使用許可など処分に該当する行為は委託できないこととされていました。

一方、「指定管理者制度」のもとでは、地方自治体が指定した「指定管理者」に、使用許可等の処分を含む施設の管理を行

わせることができます。(ただし、使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された処分は行えません。)

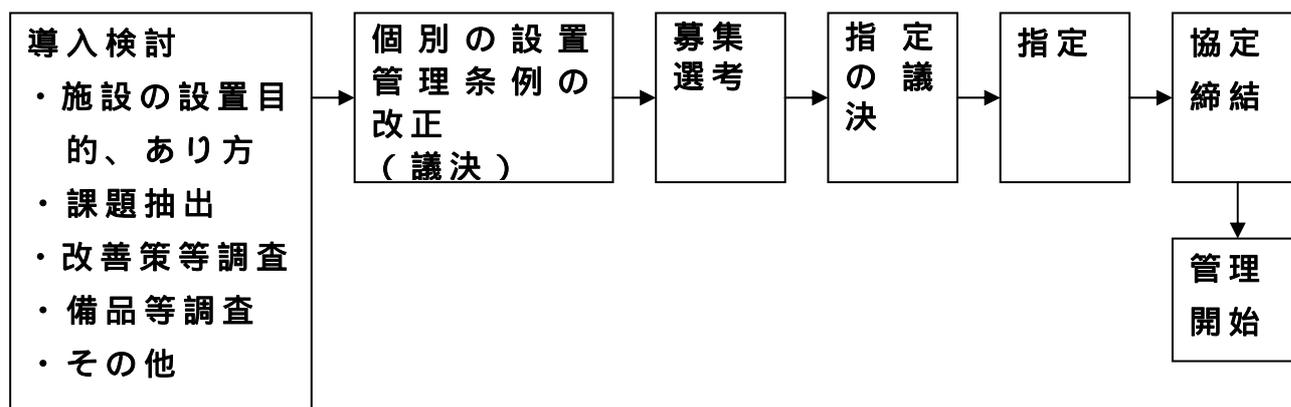
従前の管理委託制度とは異なり、地方公共団体は管理権限の行使自体を自ら行わないが、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には、指定の取消し等を行うことができます。

指定管理者制度の導入に当たっては、指定の手続き、管理の基準及び業務の具体的範囲について条例で定め、また、指定管理者の指定について、議会の議決を要することとされています。

(2) 「管理委託制度」と「指定管理者制度」との違い

| 項目 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 |
|-----------|------------------------|-------------------------------------|
| 管理者の範囲 | 公共団体、公共的団体又は政令で定める出資法人 | 地方公共団体が指定する法人その他の団体(民間事業者も幅広く含まれる。) |
| 形態 | 「委託-受託」という公法上の契約関係 | 指定(行政処分)による管理代行 |
| 設置者としての責任 | 市が有する | 市が有する |
| 議会の議決 | 不要 | 必要 |
| その他 | - | 「施設の使用許可」、「使用許可の取消し」などが行えるようになる。 |

(3) 指定管理者制度導入の基本的な流れ



2 . 公の施設とは

公の施設とは、地方公共団体が市民の福祉を増進する目的をもって、市民の利用に供するために設置する施設であり（地方自治法第244条第1項）、次の要件を満たしていることが必要とされています。

公の施設の要件

市民の利用に供するための施設

：公の目的のために設置された施設であっても、市民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない。（純然たる試験研修所、留置場など。）

市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供するための施設

：直接市民の福祉を増進するためであって、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならない。（競輪場、競馬場など。）

「物的」施設

：物的施設を中心とする概念から「施設」であること。なお、必ずしも建物である必要はない。（バス事業、水道事業、公園などは公の施設である。）

普通地方公共団体が設けた施設

：「公の施設」を設置するにあたっては、必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権、使用貸借権等によって施設を市民に利用させる権限を取得することをもって足りるものとされている。

指定管理者制度の対象とならない施設

公の施設であっても、個別法により、管理主体が定められているものについては、指定管理者制度を導入できません。（学校など。）

しかし、規制緩和の推進や、指定管理者制度の改正などにより、今後変更になる事も考えられます。

3 . 利用料金制度について

利用料金制度とは、施設の使用料を市の歳入とするのではなく、指定管理者が自らの収入として収受することができるものです。（地方自治法244条の2第8項。）

利用料金制度を採用するメリットは、指定管理者の経費削減、利用促進などの経営努力を促す効果や、市と指定管理者双方の会計処理が効率的に行えることにあります。

指定管理者が管理を行うために必要な経費は、
 すべて利用料金で賄う
 すべて設置者たる地方公共団体からの支出金で賄う
 一部を地方公共団体からの支出金で、残りを利用料金で賄う
 の方法があります。

平成18年4月から指定管理者制度を導入した公の施設

| | 施設名称 | | 施設名称 |
|----|----------------|----|-----------------|
| 1 | 総合ボランティアセンター | 16 | 葛生あくとデイサービスセンター |
| 2 | 佐野駅前自転車駐車場 | 17 | 大橋高齢者生きがい工房 |
| 3 | 障害者福祉の家 | 18 | 大橋シルバーワークプラザ |
| 4 | 障害者南福祉の家 | 19 | 田沼シルバーワークプラザ |
| 5 | 田之入老人福祉センター | 20 | 蓬山ログビレッジ |
| 6 | 茂呂山老人福祉センター | 21 | 根古屋森林公園 |
| 7 | 田沼老人福祉センター | 22 | たぬまふるさと館 |
| 8 | 遠原の里福祉センター | 23 | 道の駅どまんなかたぬま |
| 9 | 遠原の里デイサービスセンター | 24 | ウッドランド森沢 |
| 10 | 葛生あくと福祉センター | 25 | 古代生活体験村 |
| 11 | 葛生あくと高齢者生きがい工房 | 26 | あきやま学寮 |
| 12 | 赤坂デイサービスセンター | 27 | 体験館 |
| 13 | 植野デイサービスセンター | 28 | 観光物産会館 |
| 14 | 犬伏デイサービスセンター | 29 | みかも山観光物産会館 |
| 15 | 石塚デイサービスセンター | | |